

公共サービス改革小委員会
第10回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 10 回公共サービス改革小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 3 月 24 日（水）10:30～11:25

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 農林水産省からヒアリング（米の売買管理業務）

3. その他

○片山委員 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、「第10回公共サービス改革小委員会」を始めたいと思います。

本日は田村内閣府大臣政務官に御出席をいただいておりますので、一言、御挨拶をお願いします。

○田村大臣政務官 おはようございます。本日も片山委員におかれましては行政刷新会議を含め、いろいろ、本当にお忙しい中、この委員会にも御参加いただきまして本当にありがとうございます。

本日は片山委員お一人でいらっしゃいますけれども、農林水産省の皆さんももう御案内だと思いますが、この公共サービス改革小委員会で年が替わり新しい三役に替わってから、各省庁とまさに政務三役レベルでの交渉を少しずつ始めておりまして、ほかの分科会ではそもそも会議をやる前にかかなりの進展が見られているものもございます。

そういった中で本件につきましては全く進展が見られていないものでありますので、今日のこの会議でまさに片山委員と、私もですけれども、議論をしていただいて、それをもとに農林水産省の三役と我々三役がしっかりと議論をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○片山委員 どうもありがとうございました。今日は農林水産省の「米の売買・管理業務」についてヒアリングを行いたいと思います。農林水産省からは高橋総合食料局長にお越しをいただいております。よろしくお願いたします。

それでは、最初にこれは当委員会のいつものやり方ですが、最初に公共サービス改革推進室から業務の概要と議論のポイントについて説明をお願いしたいと思います。それを受けて、それに対して異論、反論とか個別の意見もおありでしょうから、この今からの説明に対するレスポンスに重点を置いた御説明を後でいただければ議論も早いのではないかと思っております。

それでは、山西参事官から説明をしてください。

○山西参事官 参事官の山西でございます。よろしくお願いたします。まず、本件の経緯を簡単に説明させていただきたいと思います。この本件が話題になるのはまさに農林水産省の公共サービスの見直しが昨年8月以来、これは政権が替わる前でございますけれども、御議論がされていたと。

そういう中で8月から9月にかけて大臣官房のこういう御対応が、もともと農林水産省の方の見直しの対象がほとんどないということになっていた中で、9月以降、一応、官房長の方のリーダーシップをもってこの米の売買も対象として提示されてきたということがございます。

そういう中で政権が替わりまして、当時は仙石大臣、そして泉大臣政務官でございますけれども、やはり内閣府の政務レベルで米の消費者の信頼というものを損なったという事故米の対応の後の改革ということですので、やはり広い意味で内閣府の方も補助機能がございまして、広く議論ができる枠組みとして公共サービス法の枠としてやるべ

きであるということが政務三役レベルで話題になり、これがその12月以降の11項目の一つの対象になったということでございます。

そういう中で、本件についての取扱いについてはまた大臣が替わって枝野大臣、大塚副大臣、また田村副政務官のもとでも基本的に同じ対応で臨ませていただいているということでございます。

本日のポイントでございませけれども、資料1の1のところでございます。これは私どもが本件、政務三役に上げる中で田村政務官の方からのメッセージとしても伝えさせていただいていますが、私どもは一応、事務方といたしましては田村政務官のコメントですので、農林水産省の佐々木政務官や舟山政務官の御意向を明らかにしていただきたいということで、この1のところでございますけれども、公共サービス法の改革は柔軟な枠組みであるため、現行の農林水産省の入札の枠組みを公共サービス法の民間委託として行うことが可能であるのに対し、農林水産省がどのような具体的な支障があると考えているのかを明らかにしていただきたいということを、こちらの方として用意させていただいているということでございます。

本日、これから農林水産省からのいろいろな説明があると思っておりますけれども、基本的に前にいただいている資料によりますと、24年以降、検証作業を開始する。そういう中で22年10月からやるというものはまた23年以降の契約と異なり、検証事例とはなり得ないということ。

更に販売業務は1年超の期間を要するものが通例で、直ちにどのような課題があるのか顕在化するまでに時間を要するとか、あるいは関係事業者や実需者等、いろいろと非常に多くの人がいらっしゃるので、大きな制度改革があると非常に混乱が生じるということを言われているということでございます。

これで私どもは先ほど、公共サービス法の改革法が柔軟な枠組みを用意しているということの例として、別紙2、この2枚の紙の一番後ろ、4ページ目を見ていただきたいと思っております。

これは公共サービス法の入札の一番骨格になるところでございます。これはこちらが2月に農林水産省からいただきました「民間委託の概要」という紙をもとに用意させてもらったものですが、もともと公共サービス法の入札の評価は総合評価方式をやることになっているのに対して、今回の農林水産省さんの御案はもともと販売の手数料が一番安いところを第1順位の落札をするというやり方であると。更にその段階でミニマムアクセス米、輸入米をどの程度、販売したいのかを提示する。その2つによって決めていくということをこちらは御提示いただいております。

それをもとにつくって見たのですが、まずはいろいろと制度改革になると大きな影響を受けるということであれば、いわゆる総合評価の技術評価に当たるところでは加算点に当たるところはとりあえずゼロのまま、最初、制度は滑り出すことになるのだろうと。

それに対してまさに価格だけで決めていくということですから、これはウェートを70

にでも 80 にでもできるのですが、とりあえず事務手数料のところのウェートが例えば 60 点満点であれば、その中で一番安いところを、例えばここでは A、B、C とある中では 58 点とか 57 点とか 56 点という点数を置いていくことになるのかなと。

それに対して、いわゆる基礎点、最低限、入札に参加される方というものが基礎点ということになったら、これはあくまでも例示でございますけれども、例えば 60、40 というウェートにしておくとしたら、入札に参加することができる方はみんな 40 点をもらえるということで考えますと、基本的にこれはあくまでも 2 月に農林水産省から提示いただいた資料に基づくものですが、これは非常に単純な図式にしておりますが、基本的にどのような形のもを農林水産省が今回の入札として考えていらっしゃるという点でも、この公共サービス法に基づく入札、これはいろいろガイドラインに出ておりますけれども、細かい公共事業の入札のガイドラインのように詳しく決めているものではないものですから、非常に柔軟にどのようなものでも対応できると。

例えばの話、24 年度以降、入札の検証が必要ということであれば、それは実施要項上、24 年度からの検証にいたしますと書くこともできますし、あるいは今は昔の与党と違って農林部会のプロセスはないわけですが、いろいろな議論の対応を農林水産省の方でやらなければいけない、専門委員の方でだれか入れていただきたいということであれば、これは公共サービス法に基づく委員会の方の委員として議論に参加することも可能。

そういう意味で言えば、この公共サービス法の入札の仕組みは各行政機関が入札するに当たっての本当の意味での大きな枠組みを用意するものでありまして、今回の米の入札、いろいろと詳しい内容を私どもは説明を聞きますが、それに対して対応ができるのかなと思っているところでございます。

もう一度、資料 1 の 1 ページ目に戻っていただきまして、先ほど、1 で言いましたとおり、こちらのポイントはまず農林水産省のまさに政務官、あるいは政務三役レベルでどのような支障があるのかということをお示しいただきたいということ。

そして 3 の (1)、(2) と並んでおりますけれども、いろいろな検証が必要ということにつきましては、これは例えばの話ですが、政策評価方法上の事業評価は農林水産省もいろいろやられているわけですが、私どもの公共サービス法上の入札の評価も基本的に同じ図式でやるものでございますし、いろいろな達成目標とかそういうものについても事業評価とかの目標を置くことができるということ。

ですから、私どもも農林水産省のいろいろな検証が必要ということについては全面的に協力していきたいと思っているということでございます。

2 点目でございますが、先ほど申し上げたとおり、いろいろ事後評価をやりたいということであれば、公共サービス法上の事後評価として、実績の評価としてやることも可能であるというのが農林水産省に対して内閣府の方が御提示できる議論のポイントでございます。よろしくお願いたします。

○片山委員 それでは、以上の内容につきまして農林水産省の方から説明をしてください。

○高橋局長 総合食料局長の高橋でございます。今日はよろしく願いをいたします。お手元に資料2ということで、米の販売業務につきましての基本的な考え方について用意させていただいております。

1枚、おめくりいただきまして、1ページでございます。そもそも、米の売買・管理業務とは一体どういうことなのかということをごここでもう一度、きちんと整理をさせていただいております。

要は米につきましては主食の役割を果たしているということで、農作物の中でも最も重要な位置を占めている。このため、法律、これは主要食糧法でございますけれども、その適正かつ円滑な流通の確保とともに、国が、政府が国産米、国内の米、それから外国の輸入米についての買入れ及び売渡しを行って需給の管理を行っていく。これには備蓄等も入っているわけでございますけれども、そういったことを国家として管理をするのだと。食糧法の管理ではございませんけれども、主要食糧としての国の関与というものを書いているわけでございます。

その中の一つとして米の備蓄がございます。そこに国産米による備蓄運営ということで法律の定義がございますけれども、米の備蓄ということは国内の米穀生産量が減少して供給が不足した事態に備えて、必要数量を確保していくということでもあります。

したがって、当然のことながら、これについて通常、毎年、一定の生産数量を買って、一定期間、品質が確保されている間、保持をした後、これを売り渡していくということになります。

ただ、基本的には備蓄でございますので、平年ベース、通常年のことを想定しているのではなくて、何年かに1回、あるいは何十年かに1回、生じてきます非常時に備えることが第一義であると。

ただし、この非常時において機能が錆びていないように平年時にありましても、適切な管理、売買等が行われて、きちんと動いていく。それがなければ非常時にきちんとした対応ができないということでございます。

まず、これが国産米の関係。

それから、もう一つはガット・ウルグアイ・ラウンド、今、またWTOの協議をやっておりますけれども、国際約束に伴いまして、毎年、政府は外国、中国、アメリカ等から77万トンの米を輸入するという国際約束をしております。

したがって、この国際約束どおり輸入をし、これもまた保管・販売するわけでございますけれども、ただし、このガット・ウルグアイ・ラウンドを受け入れたときの閣議了解というのがございます。

その中では、右のところがございますけれども、基本的に輸入米、MA米の輸入が国産米の需給に悪影響を及ぼさないようにする。基本的に主食用の需給に対してMAを放出することによって当然ながら供給が増えます。そういったことになれば需給が緩和することになりますので、これはカットするのだということで、そのために、一応、輸入を行いま

すけれども、国が輸入をする。

国家貿易によりまして国が輸入をすることによって、国内市場における放出を主食用米以外の加工ですとか、あるいは餌、あるいは海外援助、こういったものに限定してこのMA米を処理することになっているわけでございます。

この意味で、国産米については一定量の不足事態が生じた備蓄のための買入れ・売渡し。それから、外国産米につきましては、今、申し上げましたような国産の米の需給に影響を与えないように、国が輸入をし、管理をし、用途に応じた販売を行うということをやっているのが現在の国の売買の基本的な考え方でございます。

では、それを具体的にどのように行っているかが2ページでございます。

「米穀の売買・管理業務の概要」でございますけれども、毎年、法律に基づきまして農林大臣が米穀の需給等に関する基本指針を定めます。この中で毎年の国産米の生産量、需要量の見通し、それから備蓄についてどの程度、備蓄を確保していくのか、あと輸入量、先ほど申し上げました外国からの輸入量、この基本方針の中でこういったものを決定をしまして、これに即しまして具体的な政府の販売、売渡し活動を行うことにしているわけでございます。

このような米穀の販売、売渡しについての規模でございますけれども、四角の一番下にございますように、大体、1,000億円の物の販売、国産米、外国産米、合わせまして年間1,000億円の販売業務を行っているということでございます。

ただし、このように販売業務を行っておりますけれども、このすべて、全部、国の職員が行っているわけではございませんで、これは過去、国の職員がずっとやっていた部分をかなり民間に委託をしております。具体的な買入・販売、保管、運送等については個々の業務ごとに既にその相当量について民間事業者に委託をしているところでございます。

その下にございますように、現在、国の備蓄目標については国産米で約100万トンの一つの水準として考えております。輸入数量は先ほど申し上げましたように、国際約束上の77万トンでございます。

買入・販売でございますけれども、主な内容でございますが、買入れについては国産米が大体20年度で10万トン、MA米で73万トンを買入れ、販売についてはその一番右の欄にございますように、大体、1万6,000件ぐらい、この販売の契約を行うわけでございますが、全体で国産米が20万トン、MA米85万トン程度。うち加工米が29万トン、餌が46万トン、援助10万トンという形で売っております。

あと、保管につきましては当然のことながら、倉庫にこれを保管するわけでございますが、大体、1,000件の倉庫業者と1,800倉所に、今、これを保管しているところでございます。

運送につきましては、国産米については生産地段階でこれを買入れ、これが需要になるのは大体、都市部になりますので、そういったもの、産地から需要地への運送ですとか、あるいは輸入したお米について倉庫へ輸送した上でまた販売業者のところへ持って

いく等の運送業務がございます。これらにつきましては入札で業者選定をした上で、大体、運送指示件数については3万6,000件程度を行っております。

なお、これが今回の民間委託等につきまして大きな経緯になっているわけでございますけれども、いわゆる輸入したお米についてカビが生じていたと。これについて、一昨年、このカビ米の問題が出たわけでございます。事故米として問題が出たわけでございますけれども、一応、どうしても船で運んでまいりますので、カビが生じることは必然でございます。そういったものについてはきちんとチェックをしていく。カビチェックということで異物発見業務と、それからカビが出たときの毒があるかどうかの分析、そういった業務等についても行っているところでございます。

大体、去年一年間でおおむね1,000トン程度、カビ状異物が発見されておりますが、毒は出ておりません。

もう一つ、MA米につきましては先ほど言いましたように、主食の米としては売り渡しません。餌ですとか加工用米にいたしますけれども、当然のことながら値段が大きく変わります。したがって、横流れ防止、横流れといったことが起きませんように変形加工、要は丸をつぶすということをやった上で売り渡すということを行っているところでございます。

次に3ページをお願いいたします。

3ページ、以上のような業務につきまして今年の9月までは農林水産省の本省、地方農政局、それから出先の農政事務所の三段階の組織におきまして、今、申し上げましたような業務について、当然のことながら民間委託の民間委託契約や何かも含めてでありますけれども、このような業務を行ってまいりました。

しかしながら、これにつきましては抜本的な組織改革を行うということと、現場の地域センター、いわゆる一番出先の機関においてはこの主要食糧業務は行わせないことにいたしまして、組織の簡素化、あるいは業務の集約化を行うことにいたしました。

その右側の欄にございますように、現行、例えば本省で企画立案をした上で農政局、農政事務所等で実際の販売業務に関する契約とか立入検査とか、そういったものを行っていたものについては今年の10月以降、基本的な企画立案部門については本省で、それからいわゆる委託をした後の監視については農政局で行いますけれども、現場段階におけます売買・管理業務はこれをすべて廃止することにいたします。

また、米穀の売買・管理と流通監視、いわゆる監視業務と農業振興の部分に関してはセクションを分けて牽制関係を行うという形にした上で展開をしようということにしているところでございます。

以上、申し上げましたような形で、従来、出先で行ってまいりました売買業務、契約等の業務につきましてはこれを全部、包括民間委託しようということでございます。

その仕組みは、今、考えているところでございますが、4ページをお願いいたします。

4ページで今回の実施体制の変更ということでございますが、左の下を見ていただければ

ばと思います。これまでも買入れ、国産米の買入れ、あるいは輸入米の輸入、MA米の輸入ということですが、MA米の輸入は既に商社等に輸入委託をしております。国産米の買入れ自体は国が行っているわけですが、この買入れを行った後、例えばどこに保管をするのか、あるいは先ほど申し上げましたように必要な産地から消費地、あるいは港から加工地等への運送、あるいは輸入米におきますカビのチェック、それから横流れ防止のために必要な措置等々については、それぞれの業務ごとにそれぞれ入札を行いまして、保管、運送、カビチェック、変形加工ごとにこれまで個別に個々に契約をいたしました民間に、この辺、具体的な実務は民間に契約委託をしていたものでございます。

そういう保管・管理をした上で、今度は政府が販売を実施してきたということでございます。

それで、これをどのようにしていくかということでございますけれども、10月以降の業務でございますが、基本的にはこのような業務そのものは、個々の契約業務そのものについての指導・監督、契約締結事務等については相当、やはり国としても人的な投入が必要でございます。

上の欄の*にございますように、21年度で大体、592人、このような業務を地域で行っておりました。そういった対応を今回、国の業務を大幅にスリム化することによりまして合理化をしていくと同時に、業務効率化も実現していきたいということでございます。

ポイントとしては、個々に行っていたものを一定程度、大きな括りとして扱い数量を国産米及びMA米について、MA米は毎年77万トン、国産米については大体、買入れで20万トンから30万トンでございますけれども、そういったものについて幾つかの括りに分けて、これらの取扱量について保管、運送、カビチェック、変形加工、更には販売業務まで一括して委託をするという形でグルーピング、ここは2個半ぐらいになっていますが、複数のこういう事業体に包括的に保管から販売までを委託しようということを考えているところでございます。

ただし、買入業務につきましては、実は相手国との関係がございます。また、そもそも国産米の買入れ等々については、毎年、非常に高度な政治判断で決定をしているということもございますので、これはちょっと包括委託に馴染みませんので、買入れ等については、実施時期等については国が決定した上で、必要な業務については例えば輸入は商社に委託する。買入れのところは基本的には従来の国の権限を残しますが、これも本省で行うことによりまして、地方レベルでは実際にはタッチさせないという形にいたすところでございます。

このような形で、現在、包括委託を考えておりますが、その際の私どものポイントを5ページで書かせていただいております。

一つは、まずこの包括的な民間委託について、これはまず平時、何年かの間、例えば10年なら10年のうち8年から9年程度は平常年だと思います。この平常年における業務については当然のことながら一層の効率化を図ることに重点を置く。

したがいまして、この委託事業者の裁量の範囲も広げるような形で大括り化、包括化をしていくということ。それからまた選定手続においては競争性を確保していきたいと思っているところでございます。

ただし、MA米と国産米とでは基本的に米の需給管理上の性格等々も違いますので、MA米についてはより裁量を大きく、国産米につきましてはかなり、これは政策的な需給調整も出てまいりますので、これについては国の指示を具体的に指示するという形で、若干、差は設けますが、基本的には民間の創意工夫を活用したいと思っております。

一方で非常時、何らかの形で生産が減少してしまった、あるいは輸入がなかなかうまくいかないという事態が生じた場合には、国からの緊急的な指示・命令に的確に対応して、その対応がその段階で直ちにできること。そういう安定的な体制が確立している。ここがなければ何のための備蓄かわかりませんので、そここのところについては常に平時における単なる業務の遂行だけではなくて、緊急時にもきちんと対応できるということを指導、あるいは点検をするということとしているところでございます。

新たな業務の在り方等については、今、申し上げましたような形で基本的な考え方を整理しております。

なお、受託事業体の資格でございますけれども、これまでも、昭和17年に食糧管理法ができてきておりますけれども、米の物流という管理という意味では、保管、運送等々についてはもう何十年も実績がございます。したがいまして、それなりに今までの契約の中でも、保管にしても運送にしても、基本的な技術的な資格等々についてはもう既に一定の資格は行われている前提のもとでこれまでも行ってきております。

したがいまして、私どもとしましてはこのような、いわゆる技術的な資格があった上で、今回、包括的にまとめていくという意味でそれなりの財政基盤、コンプライアンスの体制の確立、これは特に緊急時におきます体制確立ということが重要でございますけれども、そういったものを考えております。

なお、これについては一企業体だけではなくて、ジョイント、例えば流通、倉庫、運送、そういったものがジョイントをして共同事業体としての受託ということも、私どもとしては可能にしたいと思っているところでございます。

なお、私どもの最大のねらいの一つといたしましては、実はお米というのは国産米もそうでございますけれども、輸入米も含めて、現状、供給過剰でございます。常にこの供給過剰状態を何とかしていくことが必要でございますけれども、特にMA米につきましては毎年77万トンものが入ってきておまして、これをきちんと主食以外のところに売り渡していくことになりませんと、これも急速に備蓄が増えていってしまう。

こちらの方は急増いたしますと、援助等にもなかなか使えないということがございますので、そういった意味ではこのMA米について主食米以外にきちんと売っていく。こういったものが私どもの大きなねらいとなっております。

したがいまして、今回の受託に当たりましてはこのようなMA米をきちんと売っていく。

そういったものに重点を置いた基本的な選択。基本的な技術資格等々はあるわけですので、そののところを一番重点に置いた競争をしていただきたいと思っております。

以上のような形で昨年の秋以降、私どもは今回の国から民間への包括的な受託ということの移行を考えていたわけですが、6ページの最初にございますけれども、今回の包括的民間委託は農林水産省の組織改革と一体的に進められてきたというところがございます。

今年の10月以降の業務につきましては、国が自ら実施するための予算、定員上の措置は講じられておりません。先ほど言いましたように、組織につきましても三段階の制度を二段階にしていく。そして最末端で契約、あるいはその実業務を行ってございました地方農政事務所は廃止いたしますし、またそこでの職員の定員についても、売買業務を行っていた定員は一切なくなります。

したがって、10月時点でこの米穀の販売業務の一切が国から受託事業体にすべて、この10月1日の段階で一斉に切り換えられるという形になります。

この切り換えについて国内経済に影響を及ぼさないよう、先ほど申し上げましたように、年間1,000億円からの売渡業務をやっております。そういったものに影響を及ぼさないように、この時点で円滑に一斉転換を図るのが最大の課題だと思っているところでございます。

このため、現在、実行可能性がある制度につきまして、これまでも輸入業者、保管業者、運送業者等々、実需者と調整をして制度構築をしてきているところでございまして、これについては、現在、関係者に周知徹底をしているところでございます。

私どもは、先ほど事務局の方から御説明がございましたけれども、公共サービスの適用については私どもとしても当然のことだと思っておりますが、当面、この10月の一斉切換えのポイントというところ。これは混乱なく行うために、まずそこに最重点を進めていきたいということ。

その後の事業が本当にきちんと円滑に進むかどうかということについては、10月1日以降、これは本当にきちんと監視をしていきまさんと、輸入から始まります。あるいは国産米の買入れ等と政策的なところとのセットでありますので、いわゆる通常の現業業務の運営とはかなり異なっておりますので、私どもとしてはこの辺のところについてきちんと見ていく必要があります。

更に9月までは私どもが現実に100万トン程度の国産米ないし同じ量のMA米を持っておりますけれども、これも10月以降は一斉に民間の方に預け替えます。こういったことについても10月以降きちんとやるということに、今、全精力を集中しているところでございます。

最後に6ページの左のところでございます。

輸入米については基本的には一年で大体80万トン弱、77万トン入れたものを何とか1年間で処理するという形になりますけれども、国産米につきましては当年で買い上げた、

例えば 21 年のお米についてはこれまでも通常、四、五年かけて売り渡す形になります。

したがって、今回、新しく 22 年産米以降、受託契約をした場合にはやはり一定期間、その年産の米をきちんと管理をして販売をしていただくというような契約期間を明記している。

要は一年ごとに切ってしまうときちんとした国産米管理ができませんので、契約期間は大体、この程度のものを考えた上で必要に応じて検証作業を進めてまいりたいと思っているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○片山委員 今のような説明にならないために事前に事務局からその説明したことを受けて、そこを中心にお答えくださいという話をしていたのですが、それはいかがですか。

○高橋局長 まず、23 年産の。

○片山委員 今までの説明は全部、皆さん方が言いたいことを言うけれど、最近の霞が関の人はみんなそうで、聞かれたことを全然答えないで自分の言いたいことだけ言う。私は元役人だけれども、事業仕分けを見ていても、今日の話聞いても、皆さん方、ちょっと考えた方がいいですね。問われたことを答えるということ。これが説明責任ですよ。

要するに、今のことを前提にしていろいろな事情はあるでしょう、非常時のこともね。そういうことも含めて、でも、委託をする場合によりオープン性を高める。それから、第三者のチェックを受ける。こういうことが必要ではないですか。しかも今の公共サービス改革法の仕組みは非常に柔軟ですから、そういう皆さん方の御懸念もちゃんと盛り込んだ上で必要なプロセスを形成することができるんですよ。

そういうことをしてはいかがですかということなのです。

○高橋局長 よろしいですか。

○片山委員 はい。

○高橋局長 冒頭にも申し上げましたけれども、私どもとしてもこの公共サービスの手法を、私どもとしてはこれを一切拒否するということは思っておりません。必要に応じてこの公共サービスの手法を適用することについては何ら私どもも、政務三役も異論はないと思っております。

ただし、今、ちょっと長くなって恐縮でございましたけれども、基本的にはこの 10 月に一斉転換をしていく。そのための、これまでも相当程度、対外的にも、あるいは対内的な組織の対応においてもやっております。

更に 10 月、今年の 22 年度については年度途中におけますその一斉的な転換になりますし、それから直ちに国産米の買入業務をどうするかという形になってまいりますので、そういう実態についてやはり一定のこの新しい適用、この新しい包括的な委託の状況を見ませんと、なかなか検証すべきところがないのではないかと。

ですから、23 年度の契約についてもしやっただとしても、それはある意味、形式論的な形になりかねないのではないかと。逆に二度手間、三度手間になる前に、一定の問題点をきち

んと整理をした上で適用していくことが重要ではないかと考えております。

○片山委員　そういうことを聞いていると、これはいつまでたってもできない。公共サービス改革法に乗ることは全然拒否はしないけれどもと言うけれど、結局、できないということを行っているんでしょう。

○高橋局長　私どもは最初に申し上げましたように、当初の、例えば今年の10月、22年の10月の契約については、現在、まだ受託事業体そのものがどういう形で構成できるかも想定しておりませんので、ともかく、何とかきちんとできて、形をつくっていかなければいけないと思っています。

そこで契約がなされた後、では次の契約をどうしていくのかといったときに、そこは私どもとしてこの公共サービスの適用を拒否しているということではございません。

○田村大臣政務官　そもそも、22年度契約からと言っていたのではありませんでしたか。違いましたか。

○山西参事官　済みません。昨年の秋の段階でもともと泉大臣政務官がかなり主張されていたのですが、もともとは22年度からやりたいというのが内閣府の政務三役の意向でしたが、そこは農林水産省の意向を酌んで、23年度、制度ができてから2年目以降のものを公共サービス法の枠組みに乗せたらいいのかという形で交渉してきております。

○田村大臣政務官　そうですね。ですから、22年度では確かに期間的に厳しいというのわかります。関係者が多いと更に、まさに政府内の検討が時間がかかる。時間がかかってしまうから、時間的に難しいという判断ですから、そういう意味では譲歩して23年度からどうですかと言っているわけです。その23年度に関して、そもそも、この公共サービス改革法でというのは別に取り上げるという話ではないので、当然、そこは農林水産省さんとともにあるという話ですから、その23年度契約を一緒にできない、枠組みができないという理由、あるいは実際に22年度契約でやって検証すると。その検証にどれぐらい期間がかかるのか。どちらか答えてください。

○高橋局長　まず、先ほど申し上げましたように、22年度でスタートいたします。今年の10月、スタートいたします。それで基本的にお米でございますので、一年一作でございます。一年一作という形は穫れてから次の穫れる年までが一つの販売・流通期間であります。

そのところが、例えば23年度の4月ということになれば、当然のことながら、まだ半分の段階でしか事業が行われていない。それから、輸入に関しましても年間を通じて海外から輸入されてくる。これは一つのタームでありますので、その途中で行うことになってしまうということだと思いますので、そのところで直ちに23年度というのは難しいのではないかとというのがまず第1点です。

ただし、その後、何度も申し上げておりますけれども、例えば22年度で契約をした後、次の契約の時期になったときにどうしていくかということに関して、この公共サービスのものを使わないというか、もう使うという前提で私どもとしても御議論を、これまでも事務的にはさせていただいてきたと思っております。

しないということを言ってきた覚えは一切ないわけでありまして、使うという前提で、ただし、時期の問題についていつからということでも御議論をさせていただいたと私どもは理解しております。

○片山委員 皆さん方は外部委託をするときに、できるだけインサイダーではなくて、できるだけ透明性を高くして、それで競争原理を働かせた方がいいと。勿論、それは品質を確保しながらということですが。

そういう基本的考え方には同意しますか。

○高橋局長 4 ページのところだけちょっと見ながら御説明させていただきますけれども、基本的に公正性の確保は当然だと思っております。ただし、今回、私どもは複数社を受託ということを考えております。その理由だけ御説明させていただきたいと思っております。

1 社であった場合には何らかの事故があったときに、多分、急遽、切換えはできないだろうというのが一点です。

○片山委員 だから、そういうことではない。そういうことも含めて、そういう条件を織り込んだ上で、できるだけ透明性が高く競争原理が働く、インサイダー性を除去する。そういう基本的な理念には同意しますかということなのです。

○高橋局長 はい。それはもう当たり前だと思っております。

○片山委員 それをできるだけ早く、可能な限り早くするという考え方はどうですか。

○高橋局長 私どももそれは当然のことだと思っておりますが、ただ、今、私どもがやろうとしていること、これは委員に恐縮でございますけれども、今、やろうとしているのが不透明なものだということで私どもはやっているつもりで、できるだけ透明性を確保しながら、勿論、この手続になかなか乗り難かったというのはあるわけでございますけれども、私どもとしてもそこは当然ながら、不透明なところはないような形でやるということではもう一途に。今回も、10月のスタートも当然。

○片山委員 そういう理念を具現化するときに、農林水産省だけでそのことを進めていって、自分たちだけで自己チェックをするのではなくて、第三者のチェックを受けた方がより信頼性が高いということについてはどうですか。

○高橋局長 私どもはそれも当然のことだと思っております。ですから、何度も申し上げますが、10月から始まるわけでございますけれども、その後においてこの手法を当然適用するという前提で、ではそれをどういうふうにしようかということでも議論をしてきたと思っております。

○片山委員 局長がさっきいみじくもおっしゃったように、透明性を高くするとか、競争原理が働くようにすると言われていますが、それを外部の目からチェックしてもらった方がより皆さん方も外部に対して信頼性を高めることができるでしょう。

さっきから聞いていると、私どもがきちんと見ていくと何回も言われたけれど、それではだめなんですよ。「私どもがきちんと見て」といった中で数年前の事故米の不祥事があったでしょう。あれは皆さん、手を抜いていたつもりはないでしょう。「私どもがきちん

と見て」といった中で起こっているでしょう。違いますか。手抜きをした結果ですか。

○高橋局長 あの報告書の中ではそういう意識が、いわゆるその現場段階まで徹底をしていなかったというところは、きちんとそこは組織としての在り方として、組織全体に徹底しなかったというのが結論だと思っております。

○片山委員 そういうことを防ごうと思ったら、やはり第三者、外部のチェックが必要です。だから、手続においてできるだけ外部の目も入れていくことが必要です。そうすると、食料の問題だからいろんな条件があると思います。けれども、それは皆さん方だけこういう条件が必要だ、こういうハードルが必要だということを主張するのではなくて、第三者に見てもらって、チェックを受けて、なるほど、そうですねと言われるか、それとも、それはちょっと独りよがりなのではありませんかとか、そういう点検も受けながらこういうプロセスを決めていく方がより合理性があるし、皆さん方に対する信頼感も高まると思うのです。

そう思うのですが、どうも伺っていると、どういう事情があるのかわかりませんが、とにかくもうとりあえず排除しておきたいと、外部の影響力は排除しておきたいというふうに分聞こえてならないのです。

○高橋局長 よろしいでしょうか。私どもはそのつもりは一切ございません。基本的にそう申し上げましたのはなぜかと申しますと、今回のいわゆる包括的な民間委託が私どもの組織の大きな変革と、それからこの業務運営の円滑化と、しかも限られた時間の中で、本当に一日たりともこのところでその任が滞るようなことがあってはならないというものがございまして。

○田村大臣政務官 いろいろ主張していただいていることは、いろいろ頑張っているらしいというものは別に否定しているわけではないわけです。それはその組織改革を含め、改革をどんどんやっていただきたいと。

ただ、その中で例えば、今、この改革で手いっぱい公共サービス改革推進室とも相談する時間がとれない、もう物理的に無理だというのであればあり得るかもしれないと思います。けれども、片山委員も要するにピンポイントで言っているのは、別に入札自体を取り上げるわけではないわけです。

それは一緒にやって、その入札に関してはあなた方よりそのノウハウがいろいろあるわけですから。対外的に見ても、農林水産省が自分たちで頑張っていますと言っても、それは信用性がありませんよ。

重ね重ね言いますがけれども、別に取り上げるのではなくて、公共サービス改革のノウハウを使いながら、政府一体でよりいいものにしていきましょうと。そこに何が問題があるのですかと聞いているわけです。

ですから、別に取り上げるのではない。重ねて言います。一緒にです。22年度に関しては確かにそういう意味では余りに期間が短いから、まさに相談する時間もないでしょうと。だから、23年度は別に相談をしながらよりいい入札にしていきましょうと言っているだけ

なんですよ。それがなぜできないのかを聞いているんです。

○高橋局長 まず、23年度事業はいつから。ポイント。

○田村大臣政務官 ですから、別に検証に一年かかるとか、だから検証はずっとしていくわけですが、入札をよりいいものにするために一緒にやってみようと言っているんですよ。なぜ一緒にできないかというのをちゃんと説明してください。

○高橋局長 一緒にできないとは言っておりません。ただ、何度も申し上げておりますように、問題はいつからが一番適切なのかということだと思っております。ですから、カウントしていただくことも。

○田村大臣政務官 ですから、なぜ23年度に関して単独でやっていくのが一緒にやるよりも適切だというのをはっきり言ってください。

○高橋局長 私ども、内部では23年度における米穀管理についてはまだまだ大きな変革があると考えております。内部だけではなくて、大臣もこの米の備蓄問題に関しては次の改革を行うという形になっております。

そういう政策改革と23年度はセットでまた進めていかなければいけませんし、片方ではきちんとした現物の物流管理もやっていかなければいけないということもございますので、現時点において23年度分、23年度からまた新しいこの米の米穀管理について行われることに関して、今の前提のもとで一緒にということはなかなか難しいと言っているということをお願いしたいと思います。

○片山委員 今、聞いていると、結局、自分たちだけでやるのだと聞こえるんですよ。いいチャンスではありませんか。そうやって大きな変革があるなら、その委託のプロセスについても、こういう政府の我々の委員会のノウハウとか知見も入れて一緒にやりましょうということが一番合理的ではないでしょうか。

それを排除して自分たちだけでやるのだというのは、何か不信感を呼びますね。

○高橋局長 何度も申し上げておりますけれども、排除はしておりません。

○片山委員 だったら、一緒にやれば良い。

○高橋局長 ですから、23年度に、そのときに実務的に片一方で既に走り出している。そういう走っている中で、23年度についてもまた新しい山を越えていかなければいけないわけでございます。

そういった状況の中で適切な実務運営をどのようにしていくか。これも御意見を伺うのは構わないのですが。

○片山委員 一緒にやればいい。

○高橋局長 それをこのテストに正式に乗せていけるかどうかということに関しては、私どもとしてはわからないと言っているわけです。

○片山委員 やってみればいい。

○高橋局長 ですから、それがきちんとできるかどうかということですよ。

○田村大臣政務官 ですから、わからないというのは、例えばさっきから言っているよう

に、取り上げるわけではなくて一緒にやっていくわけですよ。といいますか、当然、農林水産省さんが中心になってやっていくわけですよ。わからないというのではだめで、もし本当に反論するのであれば、23年度に出来ない理由を出してください。

こちらは資料を出しているわけです。いろんなノウハウがありますという例を出しています。ですから、この総合評価方式だと、それはだめなのだとか、あるいはこういう枠組みはいろいろ改革していく中で不透明な部分がある、それがこの法律に則った入札方式だとか、こういうところが柔軟性がないとか、具体的に言っていたかかないとこちらの方は全く理由がわかりません。

○高橋局長 では、例えば一例として。

○田村大臣政務官 是非、そういうのをちゃんとトータルに検討してください。

○高橋局長 ポイントで申し上げますと、例えば先ほども言いましたように総合評価方式のような場合でございますけれども、ここに書かれてあるような基本的な民間委託の部分については、保管にいたしましても、通運にいたしましても、あるいは輸入等についても、先ほど言いましたが、何十年も実際上の委託業務をやってきています。

ですから、私どもは一定の資格以上のところをクリアをした上で更に先ほど言うておりますこの販売、MA米の販売に特に重点を置いた形でやるのが、財政効率上も一番望ましいと思っております。

ですから、多分、事務方の方も、別にこれは評価方式でなければいけないというつもりではないとは思いますが、私どもとしては、私どもとして言いましたような観点からやることは効率上もいいのではないかということだと思います。

○片山委員 それがインサイダーではないかとみんな疑念を持っているんですよ。あなた方だけでやっていることがインサイダーではないですかという疑念を持っているんですよ。だから、皆さんもそれを言われたら、そのとおりでと言われるのであればそれだけのことだけど、もしそれは不本意だと言われるなら、それならば外部の目を入れて一緒にやった方がいいのではないかと持っているんですよ。

皆さん方、ずばり聞きますけど、この関連の業者のところには天下りは行っていませんか。

○高橋局長 例えば。

○片山委員 流通とか、保管とか。

○高橋局長 全部は把握していません。あのOBが行っているということはあると思いません。

○片山委員 あるでしょう。

○高橋局長 はい。

○片山委員 そういうことに対してみんな疑念を持っているんですよ。それはあなた方のところだけではなくて、もう霞が関がみんなそうだけれども、自分たちの公務を自分たちの飯の種にしてしまっている。そこの間に癒着があってインサイダーがある。この委員会のミッションはそういうものを解体しましょうということなのです。

それでできるだけそれを透明化しましょう、インサイダーを解消しましょうということなのです。皆さん方が、いや、それだめだ、ああだこうだ、ぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃ、いろいろ屁理屈を言われるけど、では、結局、このインサイダーを守りたいのだなということなのです。

○高橋局長 よろしいでしょうか。まず、何度も申し上げていますが、少なくとも私どもの組織改革の中でこの食料の業務を一切、その現場で行うということを、もう。

○片山委員 きれいごとを言うなら、インサイダーを解消してから言いなさい。瓜田に杵を入れず。あなたにはできないだろうけれど、あなたのポストではできないだろうけど、きれいごとを言うならば、クリーンハンドの原則でインサイダーを解消してからにすべきです。そうであれば、あなたの言うことも、多分、説得力があるけれど、インサイダーの関係が横行している中でそんなきれいごとを幾ら言っても、だめです。

だから、せめて第三者の目を入れて、当然、当面、自分たちはインサイダーではないとは言えないかもしれないけど、解消の努力をしていますという姿勢を見せないと、それはもう皆さんのところだけではなくて、今、霞が関はそこが国民から不審の目で見られているんですよ。何を言っても信頼されないというのは。

○高橋局長 よろしいですか。繰り返しになりますが、何度も申し上げますけれども、第三者監視の。

○田村大臣政務官 もう、繰り返しはいい。結局、先ほどの私の質問に何も答えていないので、我々が提示する入札の枠組みの何が悪いのですかと言ったら、例えばと言って、さっき何かおっしゃってましたよね。

この表をちょっと見れば、素人でもわかりますけど、今、おっしゃったような、あるいはこの紙に書いたような条件は例えば点数化をすれば、そのおっしゃっている、あるいは別にそちらのまさにいろいろ実績とか条件を点数化して見やすくしているという例なわけですよ。

だから、総合評価は別に全く単に金額で決めるとか言っているわけではないわけですから、過去の実績も当然、勘案するわけです。ですから、別に我々が言っているようにこの趣旨には賛同していて、それをより見えやすい形で、いろんないい形で競争入札しようと言っているだけです。反論するのであれば、もっとちゃんと勉強してから反論してください。後は三役同士でやりますので、担当政務官はどちらですか。政務官は。

○高橋局長 私どもはチームでやっておりますので。

○田村大臣政務官 どちらですか。両方ですか。

○高橋局長 基本的には両方です。

○田村大臣政務官 わかりました。

○片山委員 さっき、田村政務官がおっしゃった「三役の反応はどうか」というのは、先ほどの説明では、いま一つ、私はよく理解できなかったのですが、その答えはどうか。

○高橋局長 基本的にこの米のサービスについて。

○片山委員 簡単でいいです。三役の反応はいかがでしたか。

○高橋局長 公共サービスに乗せること自体は反対はされておられません。ただし、米改革の中で一番のポイントは米の実効性ある流通がどういうふうになるかどうか、そこが担保されることが一番であるということでございます。

○片山委員 だから、我々が言っているのはそういうことを担保した上で透明性を高めましょうねと言っているんですよ。

○高橋局長 私どもとしては、基本的にこれまでのお話の中でそれが担保されたというふうに理解していなかったものでございますので。

○田村大臣政務官 入札をもっとちゃんと勉強してください。

○片山委員 あと、これは余計なことだけど、今日は大勢、皆さん、来られているから、せっかくの機会だから言いますけれども、私も霞が関の先輩面をして言うわけではありませんが、今日のこういうところもそうだし、それからいろんなところで見ていて、霞が関の皆さんは問われたことに答えようとしないう印象を持ちますね。

やはり、問われたことには的確に答えるということを練習されたらいいですよ。これは後ろに座っている人に言っています。これから霞が関を背負うであろう人にね。

どうも逃げたり、それから違うことを言ってはぐらかしたり、自分の言いたいことだけ言うというのが目につきますね。今度、事業仕分けの第二弾が始まって、また皆さんも関係があるのかどうかはわかりませんが、問われたことに対しては的確に答える。これはもう社会の常識なので、それを励行されたらいいと思いますよ。余計なことかもしれませんがね。

それでは、いずれこれは、ここで皆さんがわかりましたとかだめですと言って結論が出るものではなくて、最後はもう政権の中で、それこそ本来の正しい意味での政治主導でこの方向づけをすることになると思いますから、余り心配されなくていいです。皆さん方が責任を負うわけではないのだから、政治家の皆さんたちが決めてくれるわけですからね。

そういうことで、当委員会は当委員会としてその内閣が決めるための方針を出しますということをお願いしておきます。それでは、よろしいですか。

○田村大臣政務官 はい。

○片山委員 それでは、今日のこのヒアリングを終了したいと思います。御苦労さまでした。